

# 業績評価シート(平成27年度)

平成28年9月28日



# 目 次

## <健康保険>

- 1. 保険運営の企画 .....P1~19
- 2. 健康保険給付等 .....P20~34
- 3. 保健事業 .....P35~47

## <船員保険> ※以下、今回の議題

- 1. 保険運営の企画・実施 .....P48~53
- 2. 船員保険給付等の円滑な実施 .....P54~61
- 3. 保健事業の推進、強化 .....P62~66
- 4. 福祉事業の着実な実施 .....P67

## <組織運営及び業務改革>

- 1. 新しい業務・システムの定着 .....P68
- 2. 組織や人事制度の適切な運営と改革 .....P69~72
- 3. 人材育成の推進 .....P73~74
- 4. 業務改革・改善の推進 .....P75
- 5. 経費の節減等の推進 .....P76

## <その他>

- 1. 事業主との連携・連携強化への取組み .....P77

# 全国健康保険協会の業績に関する評価（船員保険）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
1. 保険運営の企画・実施			
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進			
<p>【評価の視点】 「船員保険データヘルス計画」を着実に実施しているか。 加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化を推進するため、レセプトデータ等の収集、分析体制の整備、強化等の取組みを総合的に推進しているか。</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>○「船員保険データヘルス計画」においては、加入者の健診結果データ等の分析に基づき、被保険者におけるメタボリックシンドロームの保有率及び喫煙率を減少させることを2大柱として、加入者の健康づくりに関する様々な取組みを推進、展開していくこととしています。</p> <p>○船員保険データヘルス計画の実施初年度に当たる27年度の主な取組みは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 健康づくりの支援に関するアンケート調査を実施し、保健事業を効果的に実施するうえでの課題や改善点を把握する</li> <li>ii) 外部機関等の活用も含め、加入者の健診結果データ、レセプトデータ等の収集、分析体制の整備、強化を図る</li> <li>iii) 「たばこの害に関する小冊子」を作成し、喫煙者には喫煙が健康に与える悪影響について理解を促し、船舶所有者には職場における喫煙対策に取組むことの意義等を伝え、喫煙対策の積極的な推進を図る契機とする</li> </ul> <p>ことであり、アンケート調査の実施や健診結果データ等の分析体制の強化等の検討を通じて、加入者の健康づくりの推進を図る上での環境整備を進めるとともに、喫煙対策に積極的に取り組みました。</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>○「船員保険データヘルス計画」について、当該計画の実施初年度の取組みを着実に実施しました。</p> <p>・アンケート調査の実施について、船員保険保健事業の認知度や船員の健康づくりに関する質問を中心として、35歳以上の被保険者から任意に抽出した8,000名及び全船舶所有者を対象に、郵送によるアンケート形式の調査「船員保険事業（健康づくりの支援）に関するアンケート調査」を実施し、報告書にまとめました。</p> <p>なお、アンケート結果の概要を28年3月3日に開催した船員保険協議会で報告したところであり、アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、健診機関を増やすなど保健事業のより一層の充実に努めています。</p> <p>・健診結果データ等の分析体制の強化等について、レセプト・健診等データの突合分析、データ分析によって確認される健康課題の整理、課題に応じた効果的かつ効率的な保健事業の提案等について外部機関を活用できないかという検討を行いました。</p> <p>なお、検討の結果、28年度から、医療費分析等に関して知見を有する外部機関との検討会を設ける等、分析体制の強化を図り、健康課題の解決に向けて取り組むこととしました。</p> <p>&lt;次ページに続く&gt;</p>	<p>A</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
1. 保険運営の企画・実施			
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進			
<p>【評価の視点】</p> <p>(前 掲)</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>&lt;前ページからの続き&gt;</p> <p>・喫煙対策の推進について、船員保険部のホームページにおいて「喫煙対策の推進に関する健康情報」を6か月間連載する等、重点的に情報発信を行いました。また、喫煙が健康に及ぼす影響や禁煙の効果、職場等における喫煙対策の必要性等についての健康情報を取りまとめ、喫煙している被保険者へ小冊子「たばこのこと、考えてみませんか？」を、船舶所有者へは小冊子「乗組員の健康のこと、考えてみませんか？」を配付しました。</p> <p>なお、読んだ前後での意識の変化に関するアンケートを小冊子に同封し、一定の効果があつたことを確認しました。</p> <p>また、アンケートを小冊子に同封した喫煙被保険者8,575名のうち、現時点で28年度の健診結果が確認できた435名の中で、55名（12.6%）が禁煙していると回答があつたことから、引き続き、禁煙に向けた取組みを推進していきます。</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等
----------	-----

**1. 保険運営の企画・実施**

**(2) 情報提供・広報の充実**

【評価の視点】

利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供を積極的かつ計画的に実施しているか。

機関誌等による情報提供（広報）を定期的かつ効率的に実施しているか。

メールマガジンを活用した積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、加入者等のご意見等を積極的に収集しているか。

効果的かつ効率的な広報を実施するため、アンケート等による効果検証を実施しているか。

<事業報告（概要）>

○加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、年度当初に広報実施計画を策定し、計画的に実施しました。また、ホームページやリーフレットを配布、さらには関係団体の機関誌等を活用し、加入者の目に留まりやすく、かつ、時宜を得た情報提供ときめ細かな広報活動に努めました。

・ホームページについては、加入者や船舶所有者へ、折々における船員保険の取組みや各種事務手続き、28年度からの船員保険法改正の情報、喫煙対策推進に関する健康情報等を掲載しました。

・紙媒体による広報については、船員保険の制度内容等を簡潔に説明したリーフレット（「船員保険通信」「船員保険のしおり」「船員保険のご案内」）や、その他制度周知用リーフレット等を配布しました。

「船員保険通信」配付内訳	
被保険者	約59,000部
船舶所有者	約5,000部
合計	約64,000部

「船員保険のしおり」配付内訳	
被保険者 <small>（被扶養者）</small>	約41,000部
疾病任意継続被保険者 <small>（被扶養者）</small>	約10,000部
合計	約51,000部

「船員保険のご案内」配布内訳	
労働基準監督署	約5,500部
年金事務所	約3,100部
協会支部	約2,100部
合計	約10,700部

○関係団体のご協力の下、関係団体の機関誌等に毎月記事の掲載を行い、定期的な情報提供、広報を実施しました。

<次ページに続く>

<自己評価>

A

<構成員ご意見>

<最終評価>

○利用者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を実施するために、ホームページ、リーフレット、関係団体の機関誌等を活用し、時宜を得た情報提供を実施しました。

・ホームページに、船員保険の取組みや各種事務手続き、28年度からの船員保険法改正の情報、船舶内における喫煙対策推進に関する健康情報等の掲載を行いました。ホームページ総アクセス件数は、26年度の874,577件から、27年度は1,135,105件へ大幅に増加（対前年度比30%増）しました。

・紙媒体による広報では、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者を含めて、幅広く広報を実施するために、船員保険の制度内容等を簡潔に説明したリーフレット（「船員保険通信」、「船員保険のしおり」、「船員保険のご案内」）や、28年度からの船員保険法改正内容を説明したリーフレット等を作成・配布し、制度周知を図りました。（航海中はインターネットを利用できないことも多く、アンケートでも紙媒体の利用が多いという結果が出ています。）

○関係団体の機関誌等による情報提供（広報）のため、新たに公益財団法人日本海事広報協会を加えた7つの関係団体へ広報協力依頼を行い、関係団体の機関誌等に毎月（延べ65件）掲載していただきました。（26年度は62件掲載）

<次ページに続く>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
1. 保険運営の企画・実施			
(2) 情報提供・広報の充実			
<p>【評価の視点】</p> <p>(前 掲)</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>&lt;前ページからの続き&gt;</p> <p>○メールマガジンについては、毎月、第一営業日を配信日としておりましたが、27年6月に発生した協会の職員端末の外部との不審な通信への対応に伴う協会と外部とのネットワーク遮断により、27年7月以降、配信を一時休止しています。</p> <p>○効果的かつ効率的な広報を実施するため、「船員保険通信」、「たばこの害に関する小冊子」、「ジェネリック医薬品軽減額通知」、「一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子」をお送りした際に、アンケートはがきを同封し、加入者及び船舶所有者の皆様から、広報内容に関する評価やご意見等の把握に努めました。</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>&lt;前ページからの続き&gt;</p> <p>○メールマガジンについては、4月、5月、6月に船員保険に関する情報をお届けしましたが、7月以降は、協会の職員端末の外部との不審な通信への対応に伴う協会と外部とのネットワーク遮断により、配信を一時休止しています。（メールマガジン会員数432人（27年5月末時点））</p> <p>メールマガジンは、加入者等とつながる有効なツールであり、ネットワーク再開後は新規登録件数の拡大に努めていきます。</p> <p>○効果検証について、「船員保険通信」等をお送りした際にアンケートを同封し、広報に関する評価やご意見等の把握に努めました。</p> <p>なお、広報に関するアンケート結果では、認知度が高い広報媒体として、「紙媒体のチラシ」「関係団体機関誌の広報欄」が多かったことから、28年度以降、日本年金機構と連携して、船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険事業に関するチラシを同封して発送することとしました。</p> <p>引き続き、加入者や船舶所有者の視点に立ったわかりやすい広報とするよう、いただいた具体的なご意見やご要望等をできるだけ反映させるとともに、様々な広報媒体を活用し、情報発信力を強化していきます。</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画		評価等	
<b>1. 保険運営の企画・実施</b>			
<b>(3) ジェネリック医薬品の使用促進</b>			
<p>【評価の視点】            更なるジェネリック医薬品の使用促進に向け、広報を強化するとともに、「ジェネリック医薬品希望シール」の配付やジェネリック医薬品軽減額通知サービスを実施しているか。</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>○船員保険加入者へのジェネリック医薬品の使用促進として以下の取組みを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスについては、27年度は年度内に2回の通知を行いました。</li> <li>・ジェネリック医薬品希望シールをお送りし、加入者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望することを伝えやすくしました。</li> <li>・ホームページや関係団体の機関誌等を通じた、ジェネリック医薬品に関する広報を行いました。</li> </ul> <p>【ジェネリック医薬品軽減額通知】            先発医薬品を長期服用している20歳以上の方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担の軽減が一定金額以上見込まれる方に対し、薬代の自己負担の軽減額を通知しました。27年度においては、全体の通知件数を増やすために、通知対象年齢について25歳以上から20歳以上に引き下げるとともに、通知対象レセプトの拡大（3か月分→4か月分）を行い、1回目通知は27年9月に9,485通を送付し、2回目通知は28年3月に9,404通を送付しました。通知者のうち、5,039人がジェネリック医薬品に切り替えていただき、これによる医療費の軽減効果は、1ヶ月あたり約912万円、単純に1年間に推計すると年間約1億950万円の財政効果となりました。</p> <p>&lt;ジェネリック医薬品軽減額通知効果額（推計）&gt; 26年度 約7,540万円 → 27年度 約1億950万円            &lt;ジェネリック医薬品への切替者数&gt; 26年度 3,549人 → 27年度 5,039人</p> <p>【ジェネリック医薬品使用割合（新指標）】            &lt;数量ベース&gt; 27年3月分 61.9% → 28年3月分 66.2%            &lt;金額ベース&gt; 27年3月分 37.5% → 28年3月分 42.4%</p>		
<自己評価>	S	<構成員ご意見>	<最終評価>
<p>○ジェネリック医薬品軽減額通知について、通知年齢を25歳以上から20歳以上へと引き下げるとともに、通知対象レセプトを3か月分から4か月分へと拡大するなど、通知条件の見直しを行い、送付対象者数（2回合計）を26年度の13,737名から27年度は18,889名へと約1.4倍増やして通知を実施しました。その結果、切替者数も大幅に増加し、前年度に比べ約1.5倍の約1億950万円の財政効果（単純推計）を得ました。</p> <p>○ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼り付けて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約80,000枚配付しました。</p> <p>○上記のような取組みを通じて、船員保険のジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）は、28年3月時点で66.2%となっており、年度を通して、医療保険全体の使用割合の平均及び協会けんぽの使用割合の平均を上回りました。</p>			



※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

<b>27年度事業計画</b>	<b>評価等</b>
-----------------	------------

**1. 保険運営の企画・実施**

**(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保**

<p><b>【評価の視点】</b>          医療費適正化、業務改革、経費の削減等の取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。          準備金については安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況を定期的に船員保険協議会において報告しているか。</p>	<p><b>&lt;事業報告（概要）&gt;</b></p> <p>○船員保険の直近の財政状況は、25年4月に疾病保険料率を0.3%引き上げたこと等もあって、26年度決算で約25億円、27年度決算で約40億円とそれぞれ黒字収支となっており、比較的安定しています。ただし、当該黒字は、被保険者の保険料負担軽減のために約15億円を準備金から繰り入れたうえでのものであり、当該繰入れを除くと、現行の保険料率を維持した場合、31年度以降には単年度収支赤字が見込まれるところです。          このような財政状況等を踏まえ、28年度の保険料率は27年度と同率を維持することに決定しました。この決定にあたっては、27年11月の船員保険協議会で、直近の財政状況及び中期的収支見通しとあわせて、予期せず医療費や高齢者医療制度への拠出金が急増するリスクがあること等を明確にお示しし、その方向性について議論いただいた上で、27年1月の船員保険協議会で最終的に了承されました。</p> <p>○船員保険の準備金は、被保険者や船舶所有者等の関係者の意向も踏まえ、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しており、27年度の運用益は約71百万円でした。          また、28年2月から導入された日銀のマイナス金利政策の影響により、日本国債の利回りが0%以下まで低下しましたが、28年3月に償還された資金については、持ち切り運用の場合、マイナス利回りの国債を購入すると、購入時点で損失が確定することから、金銭信託を一部解約することにより対応しました。          なお、運用状況については、船員保険協議会において毎年7月に報告しており、本年7月にも報告しました。</p>												
<p>(参考) 26年度の運用状況</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>25年度末運用 資産残高</th> <th>26年度末運用 資産残高</th> <th>実現利回り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>302億49百万円</td> <td>303億36百万円</td> <td>0.285%</td> </tr> </tbody> </table> <p>27年度の運用状況</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>26年度末運用 資産残高</th> <th>27年度末運用 資産残高</th> <th>実現利回り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>303億36百万円</td> <td>289億4百万円</td> <td>0.233%</td> </tr> </tbody> </table>		25年度末運用 資産残高	26年度末運用 資産残高	実現利回り	302億49百万円	303億36百万円	0.285%	26年度末運用 資産残高	27年度末運用 資産残高	実現利回り	303億36百万円	289億4百万円	0.233%
25年度末運用 資産残高	26年度末運用 資産残高	実現利回り											
302億49百万円	303億36百万円	0.285%											
26年度末運用 資産残高	27年度末運用 資産残高	実現利回り											
303億36百万円	289億4百万円	0.233%											

<p><b>&lt;自己評価&gt;</b></p> <p>○支出面においては、別項目でお示ししている通り、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の推進など医療費適正化の取組みや、被扶養者資格の再確認などを通じ、適正な支出に努めました。</p> <p>○収入面においては、直近の単年度収支が黒字である一方で、中長期的な収支見通しや医療費及び高齢者医療の拠出金等の予期せぬ増大リスクもあること等から、保険料率を27年度と同率とするなど、安定的な財政運営に努めました。</p> <p>○船員保険の準備金の運用については、安全かつ効率的に行わなければならないとされていることから、27年度においても、満期保有による国債での運用を行い、利回りは、26年度の0.285%に対し、国債の金利低下の市況ではありましたが、27年度は0.233%の利回りを確保しました。          なお、28年2月から導入された日銀のマイナス金利政策の影響により、日本国債の利回りが0%以下まで低下し、持ち切り運用の場合、マイナス利回りの国債を購入すると、購入時点で損失が確定することから、28年3月に償還された資金については、金銭信託を一部解約することで損失を回避しました。</p>	<p><b>B</b></p>	<p><b>&lt;構成員ご意見&gt;</b></p>		<p><b>&lt;最終評価&gt;</b></p>
---	-----------------	------------------------------	--	----------------------------

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画 評価等

2. 船員保険給付等の円滑な実施  
(1) サービス向上のための取組み

【評価の視点】  
職務外給付については、サービススタンダード（10営業日以内）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成率を目標に確実に実施しているか。  
意見や苦情等を迅速にサービス改善に結びつけるため、加入者等のご意見等を積極的に収集し、更なるサービス向上を図っているか。  
お客様満足度調査や職員への研修を実施し、職員の接遇の向上を図っているか。  
申請書等の様式や記載要領等については、わかりやすくなるよう改善に努めるとともに、手続きの簡素化を図っているか。  
【目標指標】  
・サービススタンダードの達成率：100%  
・職務外給付の受付から振込までの日数：10営業日以内（サービススタンダード）  
・資格情報取得から保険証の送付までの平均日数：3営業日以内  
【検証指標】  
・申請・手続き方法、職員応接態度及びサービス全体としてのお客様満足度  
・お客様からの苦情・意見の件数とその内容

<事業報告（概要）>

○サービススタンダード達成への取組み

- ・サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、年度を通じて100%を達成、維持しました。また、平均所要日数は5.56日でした。
- ・保険証の発行に要する日数の平均は2.00日（26年度は2.00日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。また、疾病任意継続被保険者の保険証に関しても1.95日（26年度は1.99日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。

○お客様満足度調査

加入者のご意見を適切に把握し、サービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書をお送りする際に、アンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。

【実施期間、送付数及び回収数】27年8月～28年3月、送付数5,141名、回収数828名

指 標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	対26年度比
事務処理に要した期間に対する満足度	38.9%	43.8%	75.1%	79.0%	80.0%	1.0ポイント
手続き方法に対する満足度	33.0%	39.8%	85.7%	85.9%	88.4%	2.5ポイント
職員の応接態度に対する満足度	59.5%	54.8%	91.9%	92.4%	95.5%	3.1ポイント
サービス全体としての満足度	38.6%	47.5%	81.3%	83.5%	82.8%	▲0.7ポイント

※満足度とは、お客様満足度調査アンケートにおける回答全体のうち、「満足」または「やや満足」と回答した方の割合です。（回答の選択肢は、24年度までは、「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5肢、25年度からは「満足、やや満足、やや不満、不満」の4肢となっています。

<次ページに続く>

<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>○サービススタンダードについて、傷病手当金等の職務外給付の申請書の審査・支払の進捗状況の管理を徹底することにより、25年度から引き続き、年度を通じて達成率100%を維持しました。</p> <p>○保険証の交付について、日本年金機構から加入資格情報を取得後に改めて船員保険システムに資格情報の入力処理を行う必要があるなかで、平均交付日数は、2.00日と目標である3営業日以内を達成しました。（疾病任意継続被保険者については1.95営業日に短縮）</p> <p>○お客様満足度調査結果について、「事務処理に要した期間に対する満足度」「手続き方法に対する満足度」「職員の応接態度に対する満足度」の3項目では26年度より満足度が上昇しており、特に「職員の応接態度」は満足度が95.5%と高い評価をいただきました。</p> <p>○また、お客様満足度調査の回答結果及びお客様の声を踏まえ船員保険部内に設置したサービス向上委員会において改善策を策定のうえ、以下の取組みを行いました。</p> <p>&lt;次ページへ続く&gt;</p>	A	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>		<p>&lt;最終評価&gt;</p>
---	---	-----------------------	--	---------------------

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
<b>2. 船員保険給付等の円滑な実施</b>			
<b>(1) サービス向上のための取組み</b>			
<p>【評価の視点】</p> <p>(前 掲)</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>&lt;前ページからの続き&gt;</p> <p>○お客様満足度調査の回答結果及びお客様の声を踏まえ、サービス向上委員会において改善策を策定のうえ、以下の取組みを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の電話対応スキル向上のため、外部講師を招き全職員を対象に電話対応研修を実施し、サービス向上に努めました。</li> <li>・疾病任意継続の「保険証が届くのが遅い」との意見が多数あったため、退職手続の早期届出について必要に応じて船舶所有者に依頼しました。また、届出の早期処理について、日本年金機構本部を通じて、事務処理を行う年金事務所に要請しました。</li> <li>・「申請書の記載方法がわかりにくい」との意見に対し、高額療養費支給申請書及び限度額適用認定申請書等について見直しを行いました。</li> </ul> <p>○電話等による苦情・意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情：4件（26年度5件） 例：旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、全国のすべての旅行代理店で使えるようにしてほしい。</li> <li>・ご意見、ご提案：13件（26年度22件） 例：すみやかな保険証の発行のために日本年金機構との連携システムを改良してほしい。</li> <li>・お礼、お褒めの言葉：4件（26年度12件） 例：出前健康講座が船員さんに大変に好評でした。</li> </ul>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>&lt;前ページからの続き&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の電話対応スキル向上のため、外部講師を招き全職員を対象に電話対応研修を実施し、サービス向上に努めました。その結果、27年度お客様満足度調査における「職員の応接態度に対する満足度」は、95.5%となり昨年度の92.4%に比べ3.1ポイント増加しました。</li> <li>・疾病任意継続の「保険証が届くのが遅い」との意見が多数ありました。退職手続の早期届出について、必要に応じて船舶所有者に依頼しました。また、届出の早期処理について、日本年金機構本部を通じて、事務処理を行う年金事務所に要請しました。</li> <li>・「申請書の記載方法がわかりにくい」との意見に対し、加入者が記載方法で迷うこと等がないよう、高額療養費支給申請書及び限度額適用認定申請書等について文言を追加するなどの見直しを行いました。</li> </ul>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画 評価等

2. 船員保険給付等の円滑な実施  
(2) 高額療養費制度の周知

【評価の視点】  
限度額適用認定証については、高額療養費が現物給付され利便性が高いことなどを引き続き周知し、更なる利用促進に取り組んでいるか。  
高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。

<事業報告（概要）>  
○限度額適用認定証を利用することによって高額療養費が現物給付となり、医療機関の窓口で高額療養費相当額を負担する必要がなくなる仕組みについて説明したチラシを作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費のお知らせ」の送付時への同封や関係団体の機関誌等への掲載に加え、新たに高額療養費の支給決定通知書の送付時への同封も行い、現物給付化による負担の軽減及び支給申請等手続きの簡素化のさらなる周知を図りました。  
○高額療養費未申請の方には、あらかじめ申請内容等を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を行いました。

高額療養費支給額

	現物給付		現金給付		現物給付が占める割合	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
26年度	10,684	1,243,250	2,833	145,787	79.0%	89.5%
27年度	11,393	1,337,778	2,789	133,826	80.3%	90.9%
対前年度比	6.6%	7.6%	▲1.6%	▲1.8%	1.3%	1.4%

高額療養費未申請者勧奨件数

	件数	月数
26年度	1,615	12か月分（25年4月～26年3月診療分）
27年度	1,822	12か月分（26年4月～27年3月診療分）

限度額適用認定証

	交付枚数
26年度	3,798
27年度	4,096
対前年度比	7.8%

<自己評価> A <構成員ご意見> <最終評価>

○高額療養費制度について、限度額適用認定証を利用することによって医療機関の窓口でいったん高額療養費相当額を負担する必要がなくなる高額療養費の現物給付化の仕組みについて説明したチラシを作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費のお知らせ」の送付時への同封や関係団体の機関誌等への掲載に加え、新たに、高額療養費の支給決定通知書の送付時への同封も行い、現物給付化による負担の軽減及び支給申請等支給手続きの簡素化のさらなる周知を図りました。  
その結果、高額療養費のうち現物給付分が占める割合は、対前年度で件数が1.3%増、金額が1.4%増、限度額適用認定証の交付枚数が7.8%増と全てにおいて昨年度を上回りました。  
○高額療養費を未申請の方には、あらかじめ、請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書をお送りする方式（ターンアラウンド方式）により支給申請の勧奨を行いました。  
27年度においても、受診時からおおむね1年後を目途に実施しました。

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

<b>27年度事業計画</b>	<b>評価等</b>
-----------------	------------

**2. 船員保険給付等の円滑な実施**  
**(3) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨**

【評価の視点】  
 未申請者に対し、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の申請勧奨を漏れなく実施し、その着実な支給を図っているか。

<事業報告（概要）>  
 ○厚生労働省より毎月、受給者情報の提供を受け、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行い、その円滑な支給に努めました。  
 ○27年度においては、職務上上乗せ給付について791件、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について451件、経過的特別支給金について56件の申請勧奨を行いました。

特別支給金名称		26年度	27年度
休業特別支給金	件数	470	571
	金額	72,700	100,457
障害特別支給金	件数	96	75
	金額	36,275	26,613
遺族特別支給金	件数	134	175
	金額	35,573	20,415
経過的特別支給金（障害）	件数	58	48
	金額	17,505	17,514
経過的特別支給金（遺族）	件数	14	11
	金額	35,633	32,192

	概要
職務上上乗せ給付	19年の法改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、法改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金、障害年金及び遺族年金等が該当します。
特別支給金	労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など（休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金）、また、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与（賞与等）が支給されていないなど（経過的特別支給金）、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

（注）職務上上乗せ給付及び特別支給金は、労災保険から給付を受けていること等が支給要件となっていること、また、当該支給額については、船員保険の標準報酬月額その他、労災保険の給付基礎日額などの情報に基づき算出する仕組みであることから、労災保険の給付データが必要となります。

<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>○厚生労働省より毎月、受給者情報の提供を受け、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行い、その円滑な支給に努めました。          具体的には、26年6月に一括で提供を受けた22年1月から24年8月までの間における受給者情報による申請勧奨を優先的にを行い、27年8月までに終了しました。その後は、毎月提供を受けている受給者情報による申請勧奨を継続的にを行い、その円滑な支給に努めました。          なお、27年度においては、職務上上乗せ給付について791件、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について451件、経過的特別支給金について56件の申請勧奨を行いました。</p> <p>○さらに「職務上の上乗せ給付及び特別支給金」の支給について、関係団体等の協力も得て、その機関誌等において、制度のご案内等を定期的実施しました。</p>	A	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>		<p>&lt;最終評価&gt;</p>
---	---	-----------------------	--	---------------------

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
<b>2. 船員保険給付等の円滑な実施</b>			
<b>(4) 保険給付等の業務の適正な実施</b>			
<p>【評価の視点】            保険給付等を正確かつ迅速に支払うとともに、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る等の取組みを行っているか。            下船後の療養補償について、制度の趣旨や仕組みについて周知を図っているか。            柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応しているか。</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>○傷病手当金等の現金給付の審査にあたっては、申請内容に疑義が生じた場合には、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどすることにより、適正な給付に努めています。また、適用（制度への加入や報酬等）に関する不正請求が疑われるような案件については、日本年金機構へ照会し、その結果、正当な届出であることが確認されたため、実地調査が必要と認められる案件はありませんでした。</p> <p>○下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診及び手続がなされるよう、加入者には「医療費通知」の送付時に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットを配付したほか、関係団体の機関誌等においても、複数回にわたって広報記事を掲載いただき、周知に努めました。</p> <p>○柔道整復施術療養費について、多部位・頻回受診等の申請に関して、対象の加入者へ文書による照会を実施しました。また、その際に柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを配付するとともに、関係団体の機関誌等へのチラシの掲載による広報を行いました。</p> <div data-bbox="647 772 1567 1024" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【下船後の療養補償に関する広報実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月 関係団体の機関誌に記事を掲載</li> <li>5月 「被扶養者資格の再確認」において船舶所有者にチラシを配付（約4,000枚）</li> <li>7月 関係団体の機関誌に記事を掲載</li> <li>10月 関係団体の機関誌に記事を掲載</li> <li>11月 「船員保険通信」に記事を掲載し、全船舶所有者へ配付（約5,000枚）</li> <li>12月 関係団体の機関誌に記事を掲載</li> <li>3月 「医療費のお知らせ」において加入者にチラシを配付（約45,000枚）</li> <li>3月 「船員保険のご案内」に記事を掲載</li> </ul> </div> <div data-bbox="1605 772 2466 905" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【柔道整復施術療養費に関する広報実績】</p> <p>通年 被保険者への文書照会に同封</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月 関係団体の機関誌に記事を掲載</li> <li>7月 関係団体の機関紙に記事を掲載</li> </ul> </div>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>○傷病手当金等の現金給付について、被保険者や担当医師への照会や船員保険部の審査医師の審査を通じ適正な給付に努めました。また、適用に関する不正な届出等による不正請求が疑われるような案件については、日本年金機構へ照会し、その結果、正当な届出であることが確認されたため、実地調査が必要と認められる案件はありませんでした。</p> <p>○下船後の療養補償について、療養補償の対象となる範囲内での適正な受診がなされるよう、加入者には「医療費のお知らせ」をお送りする際に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」をご依頼する際に、適正な受診に関するチラシを同封するとともに、「船員保険通信」への記載や関係団体の機関誌等への掲載等による広報を行いました。            また、医療機関等から、療養補償証明書が船員保険部に提出されていない方のレセプトの請求があった場合は、船舶所有者及び医療機関へ照会、提出の督促等を行い、下船後の療養補償の審査の適正化に努めました。</p> <p>○柔道整復施術療養費について、加入者への多部位・頻回受診等に対する文書照会や適正な受診に係る広報を実施するなど、適正受診の促進を図った結果、27年度の支給額は約152百万円（26年度154百万円）、件数36,406件（26年度36,486件）と26年度を下回ることができました。</p>	A	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画 評価等

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(5) レセプト点検の効果的な推進

【評価の視点】  
自動点検システムを活用した効果的なレセプト点検の実施をするとともに、研修の充実、査定事例の共有化等により点検技術の向上に努め、点検効果額の引き上げを行っているか。

【目標指標】  
・加入者1人当たり診療内容等査定効果額：123円以上

【検証指標】  
・加入者1人当たり資格点検効果額  
・加入者1人当たり外傷点検効果額

<事業報告（概要）>  
○内容点検については、疑義のあるレセプトを自動的に抽出するシステム（自動点検システム）を1年を通して稼働させることにより、審査体制の充実を図るとともに、レセプト点検の効果的な推進に努め、点検効果（再審査請求）の向上を図りました。  
○また、26年度に引き続き、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化等を行い、点検技術の底上げを図りました。

【目標指標】	26年度	27年度	前年度比
・加入者1人当たり診療内容等査定効果額：123円以上	113円	133円	17.7%増

【検証指標】	26年度	27年度	前年度比
・加入者1人当たり資格点検効果額	2,392円	2,273円	5.0%減
・加入者1人当たり外傷点検効果額	366円	325円	11.2%減

26年1月及び27年1月における査定件数の比較

26年1月に協会から支払基金へ再審査請求

約2か月後、支払基金から再審査結果状況

支払基金の再審査実施年月	査定件数	割合
26年2月	—	—
26年3月	26件	26%
26年4月	49件	49%
26年5月	21件	21%
26年6～9月	3件	3%
合計	99件	

26年度へ

27年1月に協会から支払基金へ再審査請求

約2か月後、支払基金から再審査結果状況

支払基金の再審査実施年月	査定件数	割合
27年2月	1件	1%
27年3月	2件	1%
27年4月	144件	67%
27年5月	59件	27%
27年6月	9件	4%
合計	215件	

27年度へ

※支払基金へ再審査請求がなされたレセプトは、請求月から約2～5か月で、支払基金の審査を完了します。

<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>○内容点検について、26年10月稼働の自動点検システムを1年を通して稼働させることにより、審査体制の充実を図るとともに、レセプト点検の効果的な推進に努めました。</p> <p>○また、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化等を行い、点検技術の底上げを図りました。</p> <p>○上記の取組み等により、社会保険診療報酬支払基金における一次審査の強化が進み、保険者による点検の効果が出にくくなっているなか、27年3月に反映されるべき査定効果額の一部が27年度当初に持ち越されたといった要因もあるものの、内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、26年度と比べ17.7%増加し133円となり、27年度の目標である123円を上回りました。</p>	A	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>
--	---	-----------------------	---------------------

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

<b>27年度事業計画</b>	<b>評価等</b>
-----------------	------------

<b>2. 船員保険給付等の円滑な実施</b>	
<b>(6) 被扶養者資格の再確認</b>	

【評価の視点】  
被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て的確に行っているか。

<事業報告（概要）>

○保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、被扶養者資格の再確認を船舶所有者の協力を得て実施しました。28年度においても引き続き実施することとしており、28年3月に船舶所有者に事前案内を行いました。

被扶養者資格の再確認（船員保険）の実施状況

	26年度	27年度
依頼日	26年5月（26年7月再送）	27年5月（27年7月再送）
送付対象数	37,707人（4,017船舶所有者）	36,570人（3,944船舶所有者）
提出状況	3,734船舶所有者（93%）	3,674船舶所有者（93%）
扶養削除数	222人	239人
財政効果（高齢者医療制度への支援金等への影響）	約1,600万円	約1,600万円

<自己評価>

B

<構成員ご意見>

<最終評価>

○27年度においても、就職等による被扶養者資格の喪失者を中心に、被扶養者資格の再確認を着実に実施しました。

○実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体に対し広報の協力を依頼したほか、協会ホームページに協力依頼の記事を掲載するなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行いました。

○また、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認しました。

○このような取組みにより、船舶所有者からの被扶養者状況リストの提出率は、前年度とほぼ同率の約93%であり、239人の被扶養者の資格喪失届出が未提出であることが確認されました。

○これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への支援金等約1,600万円の適正化（削減）が図られました。



※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画 評価等

2. 船員保険給付等の円滑な実施 (7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

【評価の視点】  
債権の発生を抑制するため、資格喪失者からの保険証回収について、文書等による催告等を通じて回収を促進しているか。  
発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。

<事業報告（概要）>

○無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても保険証を返却していない方に対して、日本年金機構及び船員保険部から催告文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

催告スケジュール

	催告実施者	実施時期
初回催告	日本年金機構	喪失処理より2週間以内
2回目催告	船員保険部	喪失日より2か月後

【保険証回収率】26年度 95.8% → 27年度 95.0%

○発生した債権については、文書による催告、内容証明郵便による催告、支払督促等の法的手続を実施し、債権回収に努めました。また、無資格受診による加入者からの返納金の清算を国民健康保険との間で直接調整する保険者間調整を活用し、確実な債権回収に努めました。

27年度	現年度	調定額	89,167千円	(26年度：114,303千円)
		収納額	68,583千円	(26年度：92,793千円)
		収納率	76.9%	(26年度：81.2%)
27年度	過年度	繰越額	83,397千円	(26年度：69,426千円)
		収納額	13,060千円	(26年度：6,670千円)
		収納率	15.7%	(26年度：9.6%)
27年度	※承継	繰越額	245,546千円	(26年度：265,377千円)
		収納額	809千円	(26年度：334千円)
		収納率	0.3%	(26年度：0.1%)

※承継は旧社会保険庁分

催告方法及び催告スケジュール

債権額	1か月後	3か月後	6か月後	6か月以降
5万円以上	文書催告 (無資格受診分のみ)	文書催告	内容証明郵便による 文書催告	内容証明郵便での 最終催告後、 法的手続きへ移行

保険者間調整実施状況

件数	金額
9件	4,135,716円

<自己評価>

A

<構成員ご意見>

<最終評価>

○保険証の未返却者に対して文書での催告を行ったほか、保険証の正しい使い方についての広報を関係団体の機関誌等に掲載するとともに、無資格受診等の返納金債権に係る納付案内時にも同様の広報チラシを同封する等、保険証の早期回収と誤使用防止に努めました。

27年度の保険証回収率は95.0%で、ほぼ前年度回収率95.8%と同水準となりました。

○新規発生した債権の回収について、催告スケジュールに基づき文書催告を確実にし早期回収に努めたほか、返納告知から6か月経過しても返納されない返納金債権のうち債権額が5万円以上のものについては、内容証明郵便催告を行った後（32件）、支払督促等の法的手段を実施し（8件）、回収強化に努めました。

また、過年度債権及び承継分についても定期的に文書催告を実施し、回収に努めました。

○さらに、無資格受診による債権の回収に有効であるとともに、返納者の負担軽減に繋がる保険者間調整による方法について積極的に債務者に案内するなど、その活用に努めました。

○27年度の現年度債権の回収率は76.9%となり、26年度の81.2%と比べ4.3ポイント下回りました。ただし、3月に納付される予定であった高額な損害賠償金債権について、損害保険会社の事務手続きの遅れにより4月に納付されたという一因があり、当該債権が3月に納付されていれば回収率は81.7%であり、前年度の回収率を0.5ポイント上回っていました。

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画		評価等	
<b>3. 保健事業の推進、強化</b>			
<b>(1) 保健事業の効果的な推進</b>			
<p>【評価の視点】 「船員保険データヘルス計画」について、その取組みを着実かつ効果的に実施するとともに、その実施状況を踏まえた計画の内容の見直しなどにより、加入者の健康特性に応じた効果的かつ効率的な保健事業の推進を図っているか。</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>○「船員保険データヘルス計画」の取組みについては、P1の「1. 保険運営の企画・実施（1）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進」のとおり、着実に実施しました。</p> <p>○また、PDCAサイクルに則って「船員保険データヘルス計画」の内容等を見直し（更新）し、加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進することにより、中期的な医療費負担軽減の実現を図っています。</p> <p>○船員保険の加入者については、これまでの健診結果データ等から、他の医療保険の加入者と比べてメタボリックシンドロームの保有率が高く、また、国民全体と比べると喫煙率が高いという特徴があることから、27年度は、初年度の取組みとして、喫煙率を減少させる取組みを中心に実施しました。</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>○船員保険データヘルス計画の取組みについては、P1の「1. 保険運営の企画・実施（1）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進」のとおり、着実に実施しました。</p> <p>○また、PDCAサイクルに則って、毎月、定期的にデータヘルス計画の各種取組み状況の進捗管理を行うとともに、その内容等を見直し（更新）し、28年度の事業計画に反映させました。</p> <p>○なお、28年度はメタボリックシンドローム保有率の減少させる取組みを中心に実施することとしていますが、具体的には、27年度に実施した「船員保険事業（健康づくりの支援）に関するアンケート調査」等の結果から、船員の健康を保持・増進を図る上での課題に関して、船舶所有者では「運動不足」「食生活」「喫煙」が、被保険者では「勤務時間が不規則」「食事の苦勞が多い」「ストレスが多い」ことが上位を占めていたことから、28年度は、船員のニーズを踏まえた船内における食生活や運動等に関する情報提供冊子「ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）」を作成し、配付することとしました。</p>	A	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画 評価等

3. 保健事業の推進、強化  
(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化

【評価の視点】  
第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上を図るための取組みを推進しているか。

【目標指標】  
・特定健康診査実施率：被保険者40.5%  
被扶養者19.0%  
・船員手帳健康証明書データ取込率：32.0%  
・特定保健指導実施率：被保険者19.0%  
被扶養者 7.0%

<事業報告（概要）>

○特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上を図るため、以下の取組を行いました。

	26年度	27年度		26年度	27年度
被保険者の健診実施率 ※( )は前年度比	35.9% (0.2ポイント増)	36.5% (0.6ポイント増)	被保険者の特定保健指導実施率 ※( )は前年度比	13.3%	14.0% (0.7ポイント増)
被扶養者の健診実施率 ※( )は前年度比	15.7% (1.3ポイント増)	17.4% (1.7ポイント増)	被扶養者の特定保健指導実施率 ※( )は前年度比	12.4%	13.8% (1.4ポイント増)

※ 特定保健指導の実施率については、26年度より、当該年度中に6か月評価を終了した者であれば初回面談の実施年度に関係なく実施者に含めることとし、年度を通しての実施人数がより正確に確認できるように見直しを行っています。

※ 被保険者の特定保健指導実施率は、健康証明書データ提供者分を対象者に含んでいない数値です。（27年度分を現在収集中のため）

○健診実施機関等の増加

生活習慣病予防健診の実施機関が近所がないことに不便を感じている方が多いというアンケート結果を受け、協会けんぽで生活習慣病予防健診の実績があり、かつ地方運輸局の指定により船員手帳健診も行っている健診機関（185機関）に対し、船員保険の生活習慣病予防健診委託契約の働きかけを行い、実施機関の拡大に努めました。

	25年度	26年度	27年度
生活習慣病予防健診実施機関数	202機関	204機関	213機関
被保険者特定保健指導実施機関数	79機関	84機関	87機関

件数は各年度末時点の状況です。

<次ページへ続く>

<自己評価>

A

<構成員ご意見>

<最終評価>

特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上については、広報活動の強化や健診等の実施体制の拡充等の取組を引き続き推進し、より多くの加入者に健診等を利用いただけるよう努めたところであり、その結果、以下の成果をあげることができました。

○被保険者の健診について、生活習慣病予防健診の実施機関数が少ないとのアンケート結果から、協会けんぽで生活習慣病予防健診の実績がある健診機関に対し、生活習慣病予防健診の委託契約の働きかけを行いました。それにより、27年度開始時点において206であった実施機関が、27年度末には213機関にまで増加し、特定健診の実施率は0.6ポイント上昇しました。

○被保険者の健診実施率は、被保険者から提供いただいた船員手帳の健康証明書データの件数が含まれることから、27年度は26年度分の健康証明書データを中心に収集を行い26年度分の取得率は25.6%（26年度分の目標は26.0%）となり、25年度分収集時の21.1%から大幅に上昇しました。また、27年度分の取得率の見込みは28.3%（精査中）となっています。

<次ページへ続く>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

<b>27年度事業計画</b>	<b>評価等</b>
-----------------	------------

<b>3. 保健事業の推進、強化</b>	
<b>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化</b>	

<p>【評価の視点】</p> <p>(前掲)</p>	<p>&lt;事業報告(概要)&gt;</p> <p>&lt;前ページからの続き&gt;</p> <p>○被扶養者が利用しやすい巡回健診の実施 被保険者の乗船スケジュールに合わせて場所や時間が設定されること多い巡回健診について、駅周辺など、被扶養者が利用しやすい場所等での開催についても検討し、オプション検査と併せて実施することで、被扶養者の受診率の向上に努めました。(被扶養者向け巡回健診：27か所)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">巡回健診実施回数</td> <td style="text-align: center;">315回</td> <td style="text-align: center;">330回</td> <td style="text-align: center;">352回</td> </tr> </table> <p>○26年度分の健康証明書データの収集 船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診しなかった方の26年度分の健康証明書データを収集し提供していただくよう、文書で依頼するとともに、新たに電話での提出勧奨を行い、取込率の拡大に努めました。 ※27年度分の健康証明書データについては、28年6月17日より船舶所有者(3,324社)に収集を依頼しました。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度見込み (精査中)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船員手帳の健康証明書データ取得率</td> <td style="text-align: center;">21.1%</td> <td style="text-align: center;">25.6%</td> <td style="text-align: center;">28.3%</td> </tr> </table> <p>○広報による取組み 年度初めに受診券と一緒に送付しているパンフレットの構成を見直し、被保険者向けのページと被扶養者向けのページを分けて作成すること等により、それぞれが受けられる健診の種類や受診までの流れがより分かりやすくしました。また、毎年10月末頃に実施している、生活習慣病予防健診未受診者に対する受診勧奨時に、メタボリックシンドロームに該当する船員が増えていることを謳った「啓発チラシ」を同封し、受診の必要性を呼びかけました。</p>		25年度	26年度	27年度	巡回健診実施回数	315回	330回	352回		25年度	26年度	27年度見込み (精査中)	船員手帳の健康証明書データ取得率	21.1%	25.6%	28.3%
	25年度	26年度	27年度														
巡回健診実施回数	315回	330回	352回														
	25年度	26年度	27年度見込み (精査中)														
船員手帳の健康証明書データ取得率	21.1%	25.6%	28.3%														

<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>&lt;前ページからの続き&gt;</p> <p>○被扶養者の健診実施率は、25年度に被保険者と同じ「生活習慣病予防健診」の受診を可能として以来、受診者は着実に増加しています。加えて27年度は、被扶養者が利用しやすい場所・時間帯でオプション検査(27年度は肌年齢測定)と併せて実施した結果、受診者数は昨年度よりも300人以上増え、前年比1.7ポイント増の7.4%となりました。</p> <p>○被保険者の特定保健指導について、現在精査中である27年度分健康証明書データの提供者のうちに、保健指導の対象となる者がどの程度いるか現時点では確定できないため参考値となりますが、協会で実施した健診に係る特定保健指導の実施率は14.0%(566人)となり、昨年度の13.3%(528人)を上回りました。</p> <p>○被扶養者の特定保健指導について、26年度の実績54人に対し27年度は62人となっており、8人の増加にとどまりましたが、実施率としては昨年度より1.4ポイント上昇し、昨年に引き続き、目標値(7%)を上回りました。</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>
---	-----------------------	---------------------

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等
----------	-----

**3. 保健事業の推進、強化**  
**(3) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進**

<p>【評価の視点】          加入者の健康意識の向上を図るとともに、医療機関の受診勧奨及び特定保健指導の利用勧奨を図るための取組みを実施しているか。</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;          加入者の健康増進等を図るため、以下の業務を実施しました。</p> <p>○加入者個人の健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」の送付          27年度においては、生活習慣病予防健診又は特定健診を27年度中に受診された方のうち、下記の①～④に該当する方へ配付しました。</p> <p>【送付対象者】          ①生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方          ②糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、すみやかに医療機関を受診いただきたい方          ③糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方          ④船員保険に加入後、初めて生活習慣病予防健診又は特定健診を受診される方（35歳の被保険者又は40歳の被扶養者）</p> <p>【配付状況】          27年9月～28年3月に毎月送付。約7,700名の被保険者宅へ直送。          原則28年1月以降受診された方については、28年4月から6月までに送付。</p> <p>○船員手帳健康証明書データ提供者に対する健康づくり支援          ・27年度中に受けた船員手帳の健康証明書データを提供してくださった方に、生活習慣病予防健診を受診された方と同様に、オーダーメイドの「情報提供冊子」を配付しました。（2,187名）          ・26年度中に受けた船員手帳の健康証明書データを提供してくださった方に、今後ご自身が受けられた健診結果を健康管理に役立ててもらえるよう、健康証明書の見方（各検査項目の基準値等）について説明したパンフレットを作成し配付しました。（8,084名）</p> <p>&lt;次ページへ続く&gt;</p>
---	--

<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>○オーダーメイドの情報提供冊子の送付について、23年度から毎年業務内容を見直しながら、継続して実施しています。          27年度の取組みにあたっては、一人ひとりの健診結果に応じて生活習慣の改善対策等について情報提供を行うことにより、加入者の健康の保持・増進に対する意識づけを図るとともに、これまで送付対象とすることができなかった年度後半の受診者を含め、年度内の受診者全員を送付対象とすることによる送付対象者の拡大や重症化予防のより一層の重点化（健康状態に応じて医療機関への受診と生活習慣の改善に区分）、アンケートはがきを同封して意識変容や満足度などを調査するなど業務の更なる改善に取り組みました。具体的には、送付対象者について、①特定保健指導の対象者②糖尿病等に関し、受診勧奨レベルにある方③糖尿病等に関し、生活習慣改善レベルにある方④初めて健診を受診された35歳又は40歳の方（船員手帳健康証明書データ提供者は全員）としました。その結果、送付件数は、26年度の約6,700部から約12,000件に大幅に増加し、加入者の保持・増進に対する意識づけが一定程度図られたとともに、加入者の特定保健指導の利用や医療機関への受診等の行動変容にもつながりました。</p> <p>&lt;次ページへ続く&gt;</p>	A	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>		<p>&lt;最終評価&gt;</p>
--	---	-----------------------	--	---------------------

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等
----------	-----

**3. 保健事業の推進、強化**  
**(3) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進**

<p>【評価の視点】</p> <p>(前掲)</p>	<p>&lt;事業報告(概要)&gt;</p> <p>&lt;前ページからの続き&gt;</p> <p>○「健康度カルテ」を活用した船舶所有者への情報提供          船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、40歳以上の健診受診者が20名以上いる船舶所有者を対象に、被保険者の健診結果データに基づき、船舶所有者ごとの生活習慣の傾向や生活習慣病に関わるリスクの保有状況が確認できる「健康度カルテ」を作成し、郵送(120件)または訪問(13件)による提供を行いました。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>船員の健康リスク</td> <td>血圧や血糖など、メタボの判定基準となる検査項目について、基準値を超えている船員の割合を「リスク保有率」として船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。</td> </tr> <tr> <td>船員の生活習慣</td> <td>健診時の問診結果(食生活・喫煙の有無等)をもとに、健康的な生活を送っている船員の割合を船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。</td> </tr> <tr> <td>保健師のコメント(訪問用カルテのみ)</td> <td>上記2つのレーダーチャートをもとに、気になるリスクや生活習慣について、保健師からアドバイスを行う。</td> </tr> <tr> <td>保健指導利用状況</td> <td>健診結果をもとに特定保健指導対象者の割合と保健指導利用者の割合を示し、保健指導の利用を勧める。</td> </tr> <tr> <td>出前健康講座の案内</td> <td>船員等が集まる研修や会合等に保健師を講師として派遣し健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う「出前健康講座」を紹介。(健康経営の取り組みの一つとして役立てていただくため)</td> </tr> </table> <p>○出前健康講座の開催          船員労使団体等からの依頼を受け、船員が集まる研修等に保健師を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を実施しました。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>11回</td> <td>11回</td> <td>32回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>451名</td> <td>367名</td> <td>1,526名</td> </tr> </tbody> </table>	船員の健康リスク	血圧や血糖など、メタボの判定基準となる検査項目について、基準値を超えている船員の割合を「リスク保有率」として船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。	船員の生活習慣	健診時の問診結果(食生活・喫煙の有無等)をもとに、健康的な生活を送っている船員の割合を船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。	保健師のコメント(訪問用カルテのみ)	上記2つのレーダーチャートをもとに、気になるリスクや生活習慣について、保健師からアドバイスを行う。	保健指導利用状況	健診結果をもとに特定保健指導対象者の割合と保健指導利用者の割合を示し、保健指導の利用を勧める。	出前健康講座の案内	船員等が集まる研修や会合等に保健師を講師として派遣し健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う「出前健康講座」を紹介。(健康経営の取り組みの一つとして役立てていただくため)		25年度	26年度	27年度	実施回数	11回	11回	32回	参加人数	451名	367名	1,526名
船員の健康リスク	血圧や血糖など、メタボの判定基準となる検査項目について、基準値を超えている船員の割合を「リスク保有率」として船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。																						
船員の生活習慣	健診時の問診結果(食生活・喫煙の有無等)をもとに、健康的な生活を送っている船員の割合を船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。																						
保健師のコメント(訪問用カルテのみ)	上記2つのレーダーチャートをもとに、気になるリスクや生活習慣について、保健師からアドバイスを行う。																						
保健指導利用状況	健診結果をもとに特定保健指導対象者の割合と保健指導利用者の割合を示し、保健指導の利用を勧める。																						
出前健康講座の案内	船員等が集まる研修や会合等に保健師を講師として派遣し健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う「出前健康講座」を紹介。(健康経営の取り組みの一つとして役立てていただくため)																						
	25年度	26年度	27年度																				
実施回数	11回	11回	32回																				
参加人数	451名	367名	1,526名																				

<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>&lt;前ページの続き&gt;</p> <p>○船員手帳健康証明書データ提供者に対する支援として、26年度より、現年度受診分のデータを提供いただいた方にオーダーメイドの「情報提供冊子」を配付しており27年度は該当者2,187人に送付しました。27年度はさらに、前年度(26年度)受診分の健康証明書データを提供した方に対しても支援を行うこととし、該当者8,084名に、「健康証明書の見方」に関するパンフレットを作成・配付し、ご自身の健診結果に興味をもっていただくよう努めました。</p> <p>○健康度カルテについて、26年度に試行的な取組みとして3件に提供しました(いずれも訪問)が、その時にいただいたご意見等を参考に内容を改め、27年度は、40歳以上の健診受診者が20名以上いる船舶所有者133件を対象に、提供を行いました。(郵送：120件、訪問：13件)          このうち喫煙率が50%を超えている船舶所有者20件には、喫煙のリスク等に関する説明を加え、喫煙対策の必要性についてもお伝えしました。          また、訪問用の健康度カルテでは、保健師からのコメント欄を設け、船舶所有者ごとの気になるリスクや改善のポイントなどについてアドバイス等を記載することにより、船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船員の健康増進に積極的に取り組んでいただけるきっかけとなるよう努めました。</p> <p>○「出前健康講座」について、船員災害防止協会のご協力もあり、開催件数が昨年度の11回から32回へと大幅に増え、受講者数も367人から1,526人に増加しました。</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>
--	-----------------------	---------------------

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画 評価等

4. 福祉事業の着実な実施

【評価の視点】  
船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うなど、福祉事業の着実な実施を図っているか。  
船員のニーズ等を踏まえた保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図っているか。

<事業報告（概要）>  
船員労働の特殊性に対応した、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業を、それぞれ独立行政法人地域医療機能推進機構、公益社団法人日本水難救済会、一般財団法人船員保険会などの専門的技術、知見等を有する関係団体に業務委託し実施しました。

福祉事業の実績

		26年度	27年度	増減
無線医療助言事業	通信数	913	1,074	161
洋上救急医療援護事業	出動件数	25	15	-10
保養事業	利用宿泊数	11,028	11,215	187
	入浴利用数	7,691	15,752	8,061
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	2,299	2,735	436
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	214	753	539
	利用宿泊数	298	1,106	808

<自己評価>

A

<構成員ご意見>

<最終評価>

○航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、船舶からの無線による照会に対して医師から応急処置の助言や指示を行う無線医療助言事業や、医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業の着実な実施に努めました。

○保養事業について、船員保険保養事業等の利用状況や船員保険協議会におけるご意見等を踏まえ、各保養所等において船員のために優先的に宿泊を確保するための室数及び1室1日当たりの金額の見直し等を行い、その効果的かつ効率的な事業の実施に努めました。

○また、24年10月以降休止していた神戸の船員保険総合福祉センター（みのたにグリーンスポーツホテル）が27年7月にリニューアルオープンしたことに伴い、当該センターにおける宿泊助成事業を再開しました。

○さらに、保養事業等全般について、上記や26年4月から保養事業の新たな取組みとして開始した旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用者数が少ないこと等を踏まえ、「船員保険通信」及び「船員保険のご案内」等において周知するなど、加入者や船舶所有者等への広報に努めました。

## 全国健康保険協会の業績に関する評価（組織運営及び業務改革）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
<b>1. 新しい業務・システムの定着</b>			
<p>【評価の視点】 業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、加入者・事業主へのサービスの充実を図っているか。 新しい業務・システムについて、着実な定着を図っているか。</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>○ 平成27年6月に業務・システムを刷新し、保険証の発行、現金給付申請書の一部の入力事務など定型的事務のアウトソースを実施し、業務の効率化を進めました。 さらに、刷新後の標準的な業務処理体制の徹底と定着を図るため、平成27年11月から本部職員が47支部全てに訪問して意見交換を行い、全支部におけるアウトソースの積極的活用の徹底を図りました。このように新しい業務・システムの定着を図る一方で、業務の標準化を推し進め、さらにデータヘルス計画の推進や対外的発信力の強化など保険者としての活動範囲拡大への対応と、サービスの充実に向けた職員体制の見直しの検討も行っています。</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>平成27年6月の新たな業務・システムのサービスインにより、定型的事務をアウトソースし、業務を効率化しました。 また、平成27年11月から、本部職員が47支部全てに訪問することにより、アウトソースの活用などの着実な定着を図りました。</p>	S	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>



※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
<b>2. 組織や人事制度の適切な運営と改革</b>			
<p>【評価の視点】 協会の組織・人事制度運営にあたっては、以下の観点から適切に運営し、必要に応じて改革を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織運営体制の強化</li> <li>・実績や能力本位の人事の推進</li> <li>・協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着</li> <li>・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</li> <li>・リスク管理</li> </ul> <p>不審な通信事案について、協会職員に対するコンプライアンス及び個人情報保護の徹底を図るための更なる方策を検討するとともに、情報セキュリティ対策の強化が図られているか。</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>○組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部長会議（10月、1月及び3月）、ブロック会議（全国6ブロック）への本部役職員の参加により、トップ意思の徹底と事業計画等に関しての意思統一を図りました。</li> <li>・階層別のブロック会議を開催し、支部間の連携強化を図りました。</li> <li>・運営委員会において運営委員と支部評議会議長との意見交換を実施し、また、支部の評議会へ役員が出席するなど、支部評議会との連携強化を図りました。</li> <li>・協会全体の業績向上や支部間格差の縮小など、組織として抱える課題等への対応として本部の役職員が支部を訪問し、意見交換や指導等を実施しました。27年度は業務部門と保健部門を中心に意見交換を実施し、27年11月以降は、特に業務・システム刷新後の業務の標準化を定着させることに重点を置いて全ての支部において意見交換を行いました。</li> <li>・組織体制については、データヘルス計画の実施に伴う事業主への働きかけなど、保健業務の重要度や難易度が増していることを踏まえ、本部に「保健部」を設置するとともに、業務・システム刷新のサービスイン後におけるシステム部門の業務を効率的に実施するため、本部に「システム部」を設置しました。</li> </ul> <p>○実績や能力本位の人事の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の職員の役割や目標を明確にするため、全職員が半期ごとに目標達成シートを作成し、期首に設定した目標に対する達成度を含め、その期間の取組内容や成果を評価結果に反映する目標管理方式による人事評価を行い、その結果を賞与や定期昇給、昇格に反映する等、適切な運用を実施しました。</li> <li>・適材適所の人員配置、人材育成、組織活性化を目的として、全国規模の人事異動、配置換を実施しました。</li> <li>・現行の人事制度の課題等を解消するとともに、協会の理念を具現化する職員の育成及び職員のモチベーションの維持・向上を図ることを目的として、人事制度の改定の検討に取り組みできました。27年度においては、制度の詳細について検討を進めたほか、27年10月から12月初めにかけて、総務部が全支部を訪問して人事制度改定の背景や新たな人事制度の内容について直接説明するとともに、意見交換を行いました。なお、新たな制度の運用開始時期に関し、人事評価制度については年度単位で運用する必要があるため、平成28年4月から運用を開始し、役割等級制度、給与制度及び人材育成制度については平成28年10月から運用を開始することとしています。</li> </ul> <p>&lt;次頁に続く&gt;</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織運営体制の強化 協会が組織目標を達成するためには、本部と支部、支部と支部及び支部内の部門間が密接に連携し一体感を持つことが重要であり、役員や支部長をはじめ担当者レベルでの会議の開催を通じた意思の共有化や、組織として抱える課題解決のため本部役職員が支部を訪問し意見交換や指導を実施する等、組織一体となった取組みが行われたと考えます。</li> <li>また、保健業務の重要度が増していることを踏まえ、本部に「保健部」を設置するとともに、業務・システム刷新のサービスイン後におけるシステム部門の業務を効率的に実施するため、本部に「システム部」を設置し、組織運営体制の強化を図りました。</li> <li>・実績や能力本位の人事の推進 目標管理方式による人事評価の適切な運用を実施するとともに、賞与、昇給、人事異動に適切に反映することにより、実績や能力に基づく人事の推進を図っています。</li> <li>また、本部及び支部間における全国規模の人事異動を実施することにより組織の活性化や人材育成に大きな効果をもたらしています。</li> <li>人事制度の改定については、28年度からの運用開始を見据え、制度の詳細の検討を進めました。</li> </ul> <p>&lt;次頁に続く&gt;</p>	<p>B</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
2. 組織や人事制度の適切な運営と改革			
<p>【評価の視点】</p> <p>(前 掲)</p>	<p>&lt;前頁からの続き&gt;</p> <p>○協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節目となる4月、10月及び1月のほか、27年度は6月の業務・システムの刷新に際して全職員に対し理事長からメッセージを発信し、協会のミッションや目標等についての徹底を図りました。</li> <li>・社内報として「協会けんぽ通信」を定期発行しているほか、業務・システム刷新後には、支部長会議資料や各支部の創意工夫ある取組み事例等を各職員の端末から閲覧しやすくする等、協会全体の運営方針に関する組織内の情報共有や活性化を図りました。</li> <li>・協会のミッションや目標、職員へ期待すること等を、研修の機会を活用し、職員へ繰り返し伝えることにより、協会の理念のもと新たな組織風土・文化の更なる定着に取り組みました。</li> </ul> <p>○コンプライアンス、個人情報保護等の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部及び各支部に行動規範ポスターを掲示するとともに、全職員に行動規範小冊子を配布し常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範に対する意識の醸成と、通報制度の周知を図っています。</li> <li>・平成27年度には、本部コンプライアンス委員会を10月に開催し、通報制度の活用状況及び支部コンプライアンス委員会の開催状況について共有するとともに、パワーハラスメントをテーマとしたコンプライアンス通信を10月に発行しました。また、ハラスメント防止にかかる研修について、管理者層を対象として本部が実施主体となる研修を開催するほか、支部内においても全職員を対象としたコンプライアンス研修及びハラスメント防止研修を実施するなど、コンプライアンスの推進に積極的に取り組みました。</li> <li>・個人情報保護等については、規程等の遵守や個人情報の管理状況の点検を定期的実施し、点検結果を踏まえ必要な措置を講じました。また、協会の取り扱う情報の重要度を再認識すること、個人情報の適切な管理等について、全職員を対象とした研修を実施しました。</li> <li>・情報セキュリティについては、情報セキュリティ規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底するため、全職員を対象とした研修を実施しました。また、アクセス権限、パスワードの適切な管理等について、随時点検を実施しました。</li> </ul>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>&lt;前頁からの続き&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の理念を実践できる組織風土の定着</li> </ul> <p>理事長のメッセージを節目において全職員へ発出し、また研修の機会を通じて協会が負うミッションや目標を理解し、実践するよう徹底を図ったほか、新入職員研修の場で挙げられた新入職員が考える協会の組織課題を支部長へ情報提供し、支部における組織運営・組織改革への活用につなげました。個人情報保護等については、引き続き全職員に対し個人情報保護及び情報セキュリティについての研修を実施することで、個人情報保護に関する意識の醸成を図りました。また、協会内での不審通信や個人情報漏えい等のリスクが高まる社会情勢を踏まえ、常時点検のほか各職員の個人情報管理方法について再チェックを行い、管理にかかる遵守事項の再徹底が図られています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</li> </ul> <p>全職員に行動規範小冊子を常時携帯させるとともに、コンプライアンス通信の継続的な発行、全職員に対するコンプライアンス研修及びハラスメントにかかる研修の実施などを通じて、コンプライアンスに関する意識の醸成を図りました。また、コンプライアンスにかかる通報制度において2件の通報を受理し、調査や是正指導を行うなど、迅速的確に対応しました。</p> <p>&lt;次頁に続く&gt;</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
<b>2. 組織や人事制度の適切な運営と改革</b>			
<p>【評価の視点】</p> <p>(前 掲)</p>	<p>&lt;事業報告(概要)&gt;</p> <p>○リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会本部の所在地において大規模地震等の災害が発生した際の具体的な初動対応(人命保護等)を定めた初動対応マニュアルについて、協会内部のリスク管理委員会での審議を経て27年4月に完成させました。</li> <li>・また、災害発生時の業務への影響が大きい情報システムに係る事業継続計画として、27年6月29日サービスインの業務・システム刷新に際し、データセンターを東西2か所に設置し相互にバックアップする態勢とするとともに、シンクライアント端末を導入し、職員が他のオフィスで業務を継続することや支部業務の一部を他の支部で実施することを可能とする仕組みを構築しました。</li> <li>・さらに災害の備えに万全を期すため、地域性等を反映させた支部ごとの初動対応マニュアルや、災害により協会本部拠点に甚大な被害が発生した際に、重要業務を速やかに復旧させるための具体的な手順等を定めた事業継続計画について、28年度の完成に向けて、27年度から作成に着手しています。</li> </ul> <p>○情報セキュリティ対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不審な通信事案の発生以降、協会のシステムはインターネット接続をせず、加入者の情報を保管する基幹系システムや通常業務に用いる情報系システムはインターネットから遮断された状態を継続しています。インターネット接続するためのシステムは基幹系・情報系システムとは分離した別のシステムとして構築を進めました。システム構築にあたっては、関係機関から求められている各種のセキュリティに関する勧告や最新の基準・ガイドラインを踏まえた対策を実施しています。(インターネット上のwebサイト閲覧は平成28年4月、外部とのメールは6月に利用を再開しました。)</li> <li>・文書ファイルを漏れなく暗号化するため協会システム上で作成・保管する文書を自動で暗号化するシステムを導入しました。協会システム上で作成した文書ファイルは、暗号を解除しない限り協会システム外では閲覧できなくなりました。</li> <li>・協会の情報セキュリティ規程は、厚生労働省の情報セキュリティポリシーに準拠しており、平成27年12月の厚生労働省の情報セキュリティポリシーの改定に合わせて、見直しを進めました。(平成28年5月25日に改定済みです。)</li> <li>・インターネット接続の再開にあたって、情報システム上のセキュリティ強化策(技術的対策)に加えて、職員に対する教育・周知の徹底(人的対策)を図るため情報セキュリティ教育の内容を見直し、平成28年3月に全職員を対象に情報セキュリティ研修(第1回)を実施しました。訓練については、平成28年度から実施できるよう検討を開始しました。</li> <li>・また、平成28年度から役職員による情報セキュリティ自己点検及び内部監査・外部監査を実施できるよう準備を進めました。</li> </ul>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>&lt;前頁からの続き&gt;</p> <p>個人情報保護等については、規程等の遵守や個人情報の管理状況の点検を定期的実施し、点検結果を踏まえ必要な措置を講じました。また、協会の取り扱う情報の重要度を再認識すること、個人情報の適切な管理等について、全職員を対象とした研修を実施しました。情報セキュリティについては、情報セキュリティ規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底するため、全職員を対象とした研修を実施しました。また、アクセス権限、パスワードの適切な管理等について、随時点検を実施しました。</p> <p>・リスク管理</p> <p>リスク管理については、本部所在地において大規模地震等の災害が発生した場合においても、組織的な初動対応(人命保護等)を図るべく、初動対応マニュアルを作成しました。</p> <p>また、27年度においては、災害発生時の業務への影響が大きい情報システムに係る事業継続計画として、データセンターを東西2か所に設置し相互にバックアップする態勢とするとともに、シンクライアント端末を導入し、職員が他のオフィスで業務を継続することや支部業務の一部を他の支部で実施することを可能とする仕組みを構築しました。</p> <p>&lt;次頁に続く&gt;</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
2. 組織や人事制度の適切な運営と改革			
<p>【評価の視点】</p> <p>(前 掲)</p>	<p>&lt;事業報告 (概要)&gt;</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>&lt;前頁からの続き&gt;</p> <p>・情報セキュリティ対策の強化</p> <p>情報セキュリティ対策の強化については、基幹系システムと物理的に分離したインターネット接続システムを構築しています。さらに保存文書等の自動暗号化システムを導入することにより、情報漏洩に対するリスク回避対策を図るとともに、全職員が情報セキュリティに関する研修を受講することで、情報セキュリティの重要性についての意識の再徹底を図りました。また、厚労省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ規程の改定を進めました。さらに、情報セキュリティに係る訓練や自主点検について、平成28年度の実施に向けた検討を進めました。</p> <p>これらの対策により加入者の個人情報を確実に守るための体制を整えました。</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
3. 人材育成の推進			
<p>【評価の視点】 階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を実施するとともに、多様な研修機会の確保を図っているか。</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>各階層に求められる役割や期待についての理解と必要な能力の修得を目的とした階層別研修、各業務に必要な知識の習得、スキルアップを目的とした業務別研修、ハラスメント防止等のテーマによる特別研修、支部の実情に応じた支部研修を実施し、人材の育成を推進しました。</p> <p>階層別研修は、新任支部長研修、新任部長研修、リーダー研修、スタッフ研修、一般職基礎研修、採用時研修、新入職員研修等、9講座で計16回開催し、役員が協会のミッションや目標、それぞれの階層に期待すること等を直接研修受講生に講話する機会を設けました。また、協会が今後さらに保険者機能を発揮していく必要があることの自覚を持たせ、未来志向で協会のありべき姿を考察し、そのために必要な思考やスキル等を習得するためのカリキュラムといたしました。</p> <p>また、平成26年度に部長、グループ長、リーダー、スタッフ研修を受講した職員については、研修受講後半年間にわたり上司、同僚、部下・後輩から多面的に行動変容を観察してもらう仕組みを設けておりましたが、平成27年度には客観的な視点で自己を振り返ることができるよう、その観察結果を受講者本人にフィードバックを行いました。</p> <p>業務別研修については、情報セキュリティ研修、統計分析研修、レセプト点検員研修、求償事務担当者研修、債券担当者研修、お客様満足度向上研修、保健師等全国研修、データヘルス計画の評価に関する研修等、17講座で計35回開催し、各業務の特性に応じた内容および形態で研修を行いました。</p> <p>27年度においては、統計分析研修等前年度から引き続き実施している研修のほか、データヘルス計画の評価に関する研修など、事業計画においての重点項目に関する研修を実施し、各業務に必要な知識・スキルの習得につなげることができました。</p> <p>特別研修として、ハラスメント防止研修、訴求力・営業力・発信力強化研修の2講座を計6回開催しました。</p> <p>ハラスメント防止研修では、管理者層を対象に、ハラスメントのない職場を目指す取り組みを中心とした研修を実施しました。</p> <p>訴求力・営業力・発信力強化研修では、協会が保険者として実現すべき目標の達成に向け、営業マナー、営業活動プロセス、折衝・交渉スキル、情報発信力等について習得し、ステークホルダーマネジメントの強化を図りました。</p> <p>職員が自己啓発に取り組むための支援として実施している通信教育講座の斡旋は、受講費用の一部を協会が負担する推奨講座の追加と併せ、開講時期や回数の見直し、周知方法の工夫等により、職員の受講意欲の拡大を図りました。</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>階層別研修は、9講座で計16回開催し、471名が受講しました。</p> <p>新入職員等新規採用者にかかる研修においては、協会けんぽの概要や医療保険制度、業務基礎等、協会けんぽ職員として必要な基礎知識を習得することができました。</p> <p>その他の階層別研修では、財政基盤の中期的な安定、業務・システム刷新、人事制度改革を経て、協会がこれまでの延長線上ではない新たなステージへステップアップすることへの意識改革と、そのために必要な思考・スキル強化をポイントとして実践的な演習を中心に行い、特に若手職員に対してはキャリアビジョンを意識させるカリキュラムを実施することなどにより、各階層に必要な能力の開発につなげることができました。</p> <p>また、研修受講後に実施していた多面観察の結果を研修受講者本人にフィードバックし、客観的な視点で自己を振り返り、自分では気づきにくい自身の強みや課題点を把握することで、今後の目標設定やスキルアップにつなげることができました。</p> <p>業務別研修は各業務の特性に応じた内容及び形態で17講座で計35回開催し、1,479名が受講しました。</p> <p>&lt;次頁に続く&gt;</p>	<p>A</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
3. 人材育成の推進			
<p>【評価の視点】</p> <p>(前 掲)</p>	<p>&lt;事業報告 (概要) &gt;</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>&lt;前頁からの続き&gt;            昨年に引き続き統計分析能力の強化を目的とした研修や債権担当者研修のほか、データヘルス計画の評価に関する研修など、事業計画においての重点項目に関する研修を実施し、各業務に必要な知識・スキルの習得につなげることができました。</p> <p>特別研修として、ハラスメント防止研修、訴求力・営業力・発信力強化研修の2講座を計6回開催し、148名が受講しました。ハラスメント防止研修は管理者層を対象に、ハラスメントのない職場を構築するための取り組みをテーマとした研修を実施し、ハラスメント防止に関する取組みの推進を行いました。また、訴求力・営業力・発信力強化研修では、営業活動についての理解を促進させ、ステークホルダーマネジメントについての知識習得を図ることで、今後、協会がさらに保険者機能を発揮していくうえでの基礎力向上へつなげることができました。</p> <p>自己啓発を促進するための通信教育講座の斡旋については、募集案内方法や推奨講座の増加等の方策により受講意欲の向上を図ることで、昨年度の169名を大きく上回る405名の職員が活用しました。</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
<b>4. 業務改革・改善の推進</b>			
<p>【評価の視点】            地域の実情を踏まえ、業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り、具体的な改善を進めているか。            入力業務や作成・発送業務については、集約化しアウトソースを進めるとともに、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進めているか。</p> <p>【検証指標】            ・「事務処理誤り」発生件数</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>○業務改革会議について            よりよいサービスの提供や事務処理の効率化等を目的として、平成21年度より年度毎にテーマを決め、全支部が参加する業務改革会議を開催し、支部で創意工夫した取組好事例をとりまとめ、日々の業務に反映させるなど、業務の改善を進めています。平成27年度は業務・システム刷新により業務の集約化を行ったことに併せ、現金給付審査業務の統一化を図ることにより効率的かつ公正な審査を実現することを目的として、平成28年度の実施に向けた審査事務手順（傷病手当金・出産手当金・高額療養費）の標準化及び添付書類の簡素化について検討を行いました。            また、一部の入力事務など定型的事務のアウトソースを実施し、業務の効率化、刷新後の標準的な業務処理体制の徹底と定着を図る一方で、保険者としての活動範囲拡大への対応等を行っています。</p> <p>【事務処理誤り発生件数】            発生件数：341件（平成26年度：393件）前年度比 52件減少            ・業務・システム刷新により、一度に大量処理する業務を集約化・標準化したため、事務処理誤りが減少しました。            ・全支部の事務処理誤り事案について掲示板を用いて情報提供し、同様の事務処理誤り発生防止を促すとともに、各支部で研修会や自主点検を適宜実施することにより、事務処理誤りの発生防止に努めました。            ・全支部を対象に、事務処理誤り防止にかかる研修を実施しました。（平成27年11月）            ・事務処理誤りゼロ月間を設定し、全支部で取り組みを行い、事務処理誤りに対する職員の意識を高めるとともに事務処理誤りの発生防止に努めました。（平成28年2月）</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>○業務改革会議について            平成27年度は現金給付審査業務の統一化を図ることを目的として、審査事務手順（傷病手当金・出産手当金・高額療養費）の標準化及び添付書類の簡素化について検討し、精査のうえ取りまとめ、平成28年度より実施することとしました。            また、一部の入力事務など定型的事務のアウトソースを実施し、業務の効率化や刷新後の標準的な業務処理体制の徹底と定着を図る一方で、拡大する保険者機能への対応に努めています。</p> <p>○事務処理誤り発生件数について            発生件数は341件であり、平成26年度と比べて52件減少しました。            業務・システム刷新により、一度に大量処理する業務を集約化・標準化したことが主な減少要因です。併せて、事務処理誤りの発生事案を全支部に情報提供し、同様の事務処理誤りの発生防止に努めました。            また、研修会や自主点検の実施や「事務処理誤りゼロ月間」の全支部での取組により、事務処理誤りに対する職員の意識を高めるとともに事務処理誤りの発生防止に努めました。今後も発生原因や再発防止策の確認を通じ、実効性のある対応策を全支部で共有するとともに「事務処理誤りゼロ月間」を実施するなど事務処理誤りの防止に対する意識の向上を図ることで事務処理誤りの発生防止に努めます。</p>	<p>B</p> <p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
5. 経費の節減等の推進			
<p>【評価の視点】 サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、経費の削減に努めているか。 調達や執行については、透明性の確保に努めているか。</p> <p>【検証指標】 ・保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合（件数）、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>○経費削減に向けた取り組みとしては、サービス水準の確保に留意しつつ、年金事務所窓口職員の効率的配置により経費の削減を図り、各支部で使用するコピー用紙、プリンタートナー、各種封筒等については、本部において全国一括調達を行い経費削減と在庫管理の適正化を図ったほか、各支部で使用する事務用品等の消耗品については、平成23年度よりWebによる発注システム（インターネット環境遮断状況にあつてはFAXによる発注）を導入し、各支部における発注手続きの簡素化、事務量の軽減、スケールメリットによるコストの削減、随時発注による在庫の削減を図っています。</p> <p>○調達にあつては、契約の透明性を高め調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部及び支部ともに調達審査委員会において個別に妥当性の審査を行っています。これら調達実績については、ホームページ等（インターネット環境遮断状況にあつては事務室受付窓口の掲示板等に掲示）で公表することにより透明性の確保に努めています。27年度における100万円を超える調達件数全体では、業務・システム刷新のサービスイン延期に伴う変更契約や旧システムにかかる延長契約等により、26年度と比べ34件の増加（26年度589件⇒27年度623件）となり、うち競争性のない随意契約の件数は77件の増加（26年度286件⇒27年度363件）となっており、27年度における契約件数全体に占める随意契約の割合は、58.3%（26年度48.6%）となっています。</p> <p>○コピー用紙等の使用状況としては、A4コピー用紙は26年度と比べ6,825箱の減少（26年度41,854箱⇒27年度35,029箱）、プリンタートナー（黒）は26年度に比べ454個の減少（26年度3,276個⇒27年度2,822個）、プリンタートナー（カラー）は26年度に比べ1,825個の減少（26年度3,475個⇒27年度1,650個）となっています。 27年度においてコピー用紙及びプリンタートナーの使用数量が減少した要因としては、業務・システム刷新に伴うペーパーレス化等によるものです。</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>○年金事務所窓口の効率化（16年金事務所窓口廃止）により経費の削減を図っております。</p> <p>○コピー用紙、プリンタートナー、各種封筒等は、全国一括調達により経費削減と在庫管理の適正化を図っております。</p> <p>○事務用品等の消耗品については、平成23年度よりWebによる発注システム（インターネット環境遮断状況にあつてはFAXによる発注）を導入し、各支部における発注手続きの効率化、スケールメリットによるコスト削減、適正な在庫管理を行っております。</p> <p>○随意契約の件数については、業務・システム刷新のサービスイン延期に伴う変更契約や旧システムにかかる延長契約等により、平成26年度と比較して、平成27年度は77件増加していますが、調達にあつては調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達金額等について個別に妥当性の審査を行い、調達実績はホームページ等（インターネット環境遮断状況にあつては事務室窓口の掲示板等に掲示）で公表し、透明性及び公平性の確保を図り、適正な調達事務を執行しました。</p> <p>○業務・システム刷新に伴うペーパーレス化等により、コピー用紙及びプリンタートナーともに使用数量は、大幅に減少しております。</p>	<p>B</p>	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>



## 全国健康保険協会の業績に関する評価（その他）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：計画を大幅に上回っている A：計画を上回っている B：計画を概ね達成している C：計画を達成できていない D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

27年度事業計画	評価等		
<b>1. 事業主との連携・連携強化への取り組み</b>			
<p>【評価の視点】 支部管内の事業主（健康保険委員）との連携を進めるため、どのような取り組みを行っているか。 保健事業の推進などについて、よりよい協力関係を築き、事業主等との連携強化を図っていくため、どのような取り組みを行っているか。</p>	<p>&lt;事業報告（概要）&gt;</p> <p>○健康保険委員について 健康保険委員には、事業主及び加入者との連携を進めるため、事業所と協会けんぽとの接点の役割を担っていただいております。健康保険委員の委嘱拡大に努めました（平成27年度末委嘱者数 101,461名）。 委嘱を受けた健康保険委員には協会けんぽの健康保険事業を十分にご理解いただくため、協会けんぽの現状や制度に関する説明会及び研修会を開催するほか、定期的に情報誌を発行する等、各種広報物を利用した情報提供を行っています。 また永年にわたりご尽力いただいた健康保険委員の活動や功績に対して感謝の意を表し、健康保険事業の円滑な推進を図ることを目的として「表彰制度」を実施し、さらなる連携強化に努めています。（平成27年度表彰実績：厚生労働大臣表彰33名、理事長表彰 88名、支部長表彰356名、計477名）</p> <p>○事業主等との連携の強化 データヘルス計画の基本事項であり、保健事業の基盤でもある「事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取り組み（コラボヘルス）」の一つの手段として、大支部が行った「一社一健康宣言」を全国に横展開し、「健康宣言事業」を各支部において実施しています。また、支部・県が共同で事業所向けの健康づくりメニューをポイント化し、そのポイント上位事業所を表彰する「健康経営支援事業」（鳥取支部）も継続し、各支部の実情に合わせた事業展開を行っています。 「健康宣言事業」では、協会と事業所とのコラボヘルスだけでなく、地方自治体や関係団体（商工会議所、商工会等）とも連携強化を図り、この健康宣言事業に取り組む事業所に対し、その取組みに応じて様々なインセンティブを付与しています。 愛知支部では、「社員の奥様にも健診プロジェクト」と称し、事業所コラボヘルスを活用した特定健診受診率向上事業を実施しました。これは、健康保険委員の事業所を対象に、その事業所の従業員（被保険者）の被扶養者に対して、事業主・支部長連名での受診勧奨通知を送付し、健診の勧奨から検診の申込みまでの間を事業所を巻きこんで管理し、特定健診の受診に結びつける事業です。 岩手支部と熊本支部では、事業所の業種業態の特性に合わせた健康づくりとして、敷居を下げた健康行動から実践する「スモールチェンジ」活動を推奨しています。</p>		
<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>○健康保険委員について 健康保険委員の委嘱者数は平成27年度末現在で101,461名、平成26年度末と比べて9,197名の方を新たに委嘱し、連携する事業所の拡大を図りました。 健康保険委員には協会けんぽの現状や制度に関する説明会及び研修会を開催するほか、定期的に情報誌を発行する等、各種広報物を利用した情報提供を行い、協会けんぽの健康保険事業を十分にご理解いただけるよう努めました。 永年にわたり尽力いただいた健康保険委員の活動や功績に対して感謝の意を表し、健康保険事業の円滑な推進を図ることを目的として「表彰制度」を実施しており、平成27年度は前年度を26名上回る表彰者数となりました。今後も引き続き、健康保険委員との連携強化を進めてまいります。</p> <p>○事業主等との連携の強化 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取り組み（コラボヘルス）の一つの手段として実施している「健康宣言事業」は、27年度末現在で22支部が取り組んでおり、宣言事業所数は4,633に達しています。取組支部と宣言事業所数は拡大しており、従業員の健康づくりに対する事業主の行動変容に結びついています。 「健康宣言事業」では、協会と事業所だけでなく、地方自治体や関係団体との連携強化も図っています。また、「健康宣言事業」以外でも、支部の特性に合わせた独自事業を展開し、事業主や他団体を巻き込み、連携の強化に努めています。</p>	A	<p>&lt;構成員ご意見&gt;</p>	<p>&lt;最終評価&gt;</p>